

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月28日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
森本清建設 有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里 959-10	八頭郡八頭町福地 地内	真砂土の 採取	7.0825ヘ クタール	6.7683ヘ クタール	3.4479ヘ クタール	平成24年 2月14日 から平成 28年2月 13日まで	平成24年 2月14日